

迷惑と、争議團側の焦慮より争議の不穩化するを憂へて
勞働資双方に對し解決方斡旋するところありたるに何れ
も白紙一任をなすに至つたので、左記條件に依り争議開
始以來五十余日の長期に及んだ本争議も漸やく八月十一
日に至り解決することゝなつた。

6、解決條件

- 一、署長一任
- 二、争議團側に金壹百圓交付
- 三、圓争本部は明十二日中に解散すること
- 四、争議團は別紙覺書を提出すること

覺書

今般三菱筑豊鐵業所餘田炭坑に對する紛議に際して其の

解決斡旋を署長殿に白紙一任仕り候間此の解決條件其他に
關し將來決して異議等申問敷候

昭和八年八月十一日

宋 在 元 ○
張 遜 彦 ○
佐 野 義 雄 ○
立 石 利 夫 ○

飯塚警察署長殿